

## 一般社団法人延岡観光協会 広告取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人延岡観光協会（以下「協会」という。）の資産についての広告を掲載する媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 この要綱における広告媒体とは、次に掲げる協会の資産のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) ホームページ
- (2) 印刷物
- (3) 公式 SNS (Facebook、Instagram、TikTok など) ※会員限定
- (4) その他広告媒体として活用可能な協会の資産

### (基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高くなくてはならない。

### (広告掲載の基本原則)

第4条 広告掲載を実施する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域社会及び地域経済の健全な発展を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守するものであること。
- (6) 掲載された広告についての一切の責任は広告主にあり、協会は責任を負わないこと。

### (業種又は事業者の制限)

第5条 次に掲げる業種の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業と規定されている業種
- (2) 消費者金融に関する業種
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 商品先物取引に関する業種
- (6) 法律の定めのない医療類似行為に関する業種
- (7) 興信所、探偵事務所
- (8) 民事再生法及び会社更生法による更生・更生手続き中の事業者
- (9) その他広告として記載することが適切ではないと協会が認めるもの

(掲載を承諾しない広告)

第6条 次に掲げるものは、広告に掲載しない。

- (1) 第3条の趣旨に鑑みて適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 法令及び延岡市の条例・規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可賞品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
  - エ 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの
  - オ 宗教団体による不況推進を主目的とするもの
  - カ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
  - キ 国内世論が大きく分かれているもの
  - ク 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
  - ケ 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的を著しく損なうおそれがあると認められるもの
  - コ 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの
  - サ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - シ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示及び誤解を招くような表現  
例:「世界一」「一番安い」等(根拠となる資料を要する)
  - イ 射幸心を著しくあおる表現  
例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
  - ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - カ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
  - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
  - エ ギャンブルを肯定するもの
  - オ 青少年の健康、精神、教育に有害なもの

(広告掲載の位置)

第7条 広告媒体における広告掲載の位置、枠数等は広告媒体の目的を妨げない限度において、協会が定めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第 8 条 広告掲載希望者が、第 7 条により協会が定めた枠数を超えるときは、地域性等を考慮して決定するものとする。

(広告物の政策及び経費負担)

第 9 条 広告物の原稿データは、広告主が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱業者は、協会の指定する仕様に従って製作し、協会に提出するものとする。

ただし、協会による制作の必然性がある場合はこの限りではない。

(広告掲載の承諾)

第 10 条 広告申込を受けた際は、広告掲載に係る承諾の可否を決定するため審査を行い、その結果を広告主に通知するものとする。

(広告掲載料)

第 11 条 広告の掲載料については、別紙 1 に定めるとおりとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 22 日から施工する。

## 広告料金一覧

## 1. ホームページ

- (1)掲載する広告物はバナー広告とする。  
 (2)画像形式は静止画像（PNG 形式または JPEG 形式）とする。  
 (3)サイズは縦 68 ピクセル×横 230 ピクセルとする。  
 (4)広告掲載期間および金額は、以下のとおりとする。

広告期間	月額	半年	年間
会員	3,000 円	15,000 円	30,000 円
非会員	6,000 円	30,000 円	60,000 円

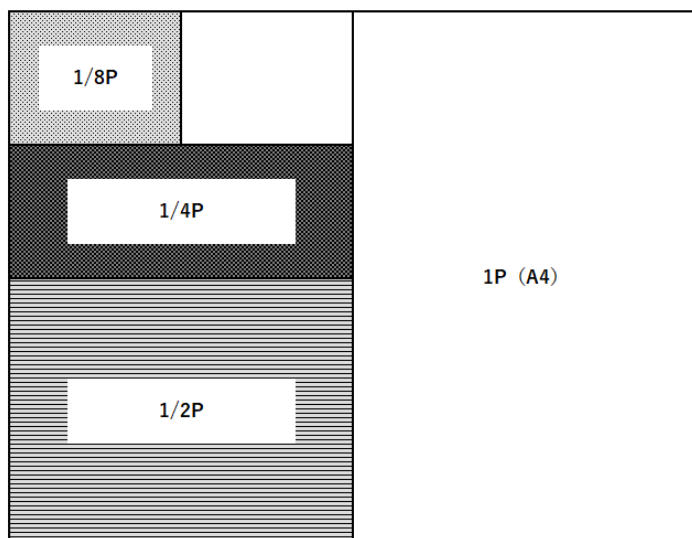
ただし、協会が企画するものや、観光振興に必要な PR であると認められる場合は、減額することがある。

## 2. 印刷物

- (1) 金額は、以下のとおりとする。

広告サイズ	1/8P	1/4P	1/2P	1P	表紙	裏表紙
会員	20,000 円	40,000 円	70,000 円	100,000 円	200,000 円	180,000 円
非会員	35,000 円	65,000 円	100,000 円	150,000 円	300,000 円	230,000 円

- (2) 広告サイズは、以下のとおりとする。



掲載可能な場合に限り、その都度金額を定める。

ただし、協会が企画するものや、観光振興に必要な PR であると認められる場合は、減額することがある。

## 3. 公式 SNS（Facebook、Instagram、TikTok など）※会員限定

- (1) 広告プランおよび金額は、以下のとおりとする。

広告プラン	金額
①投稿代行プラン	5,000 円
②画像投稿プラン	8,000 円
③動画編集プラン	13,000 円
④動画撮影プラン	18,000 円
⑤動画制作プラン	20,000 円

(2)各プランの概要

- ①投稿代行プラン…申込者提供素材（画像、動画）で広告代行
- ②画像投稿プラン…画像撮影+編集+広告代行
- ③動画編集プラン…申込者提供素材（動画）を編集+広告代行
- ④動画撮影プラン…動画撮影+広告代行（動画編集は申込者が行う）
- ⑤動画制作プラン…動画撮影+編集+広告代行

(3) 前項の規定にかかわらず、②画像投稿プラン、④動画撮影プランおよび⑤動画制作プランにおいては、撮影に係る費用（飲食代、交通費等の実費）を別途請求する場合がある。

(4) 広告の仕様その他必要な事項については、別紙2「延岡観光協会公式 SNS 広告仕様書」に定めるところによる。

3. その他広告媒体として活用可能な協会の資産

広告掲載可能な場合に限りその都度金額を制定するものとする。

ただし、協会が企画するもの等、観光振興に必要な PR であると認められるものについては減額できるものとする。

## 延岡観光協会公式 SNS 広告仕様書

本仕様書は、延岡観光協会公式 SNS における広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 【広告種類】

- ① フィード投稿（画像）
- ② リール投稿（動画）

### 【広告仕様】

- ① フィード投稿
    - ・ファイルタイプ=JPG、PNG
    - ・カット数=10 枚まで（1 枚の画像に複数の画像挿入可能）
    - ・最大ファイルサイズ=3MB（1 枚当たり）
    - ・解像度=1,080×1,080 ピクセル（1：1）、1,080×1,350 ピクセル（4：5）
    - ・最少幅=500 ピクセル
  - ② リール投稿
    - ・原則 15 秒～60 秒の長さ
    - ・ファイル形式=MP4 または MOV
    - ・最大ファイルサイズ=4GB
    - ・アスペクト比=9：16
    - ・解像度=1,440×2,560 ピクセル
    - ・最小幅=250 ピクセル
- ①②共通
- ・キャプション（投稿文字）の制限 2,200 文字
  - ・#（ハッシュタグ）の数量制限=5 個（令和 8 年 4 月現在）

### 【注意点】

- ・原則、撮影ありプランの場合は、延岡観光協会（以下、協会）の職員による撮影とする。（遠方等で当協会による撮影が困難な場合は、要協議）
- ・①フィード投稿において、音楽をつける場合には、インスタグラムの音楽ライブラリーから選曲したものに限り
- ・②リール投稿において、音楽について指定がある場合は、著作権フリーのものに限り

### 【広告制作について】

- ・制作前に方向性などについて、協会と広告申込者（以下、申込者）で協議を行う。

- ・撮影にかかる素材（飲食代、入場料等）については、申込者の負担とする。
- ・出演者を依頼される場合、基本的に協会スタッフが対応。のべおか観光レディを希望される場合は、別途派遣費用が必要。

**【制作期間】**（投稿素材が揃ってからの期間）

- ① フィード投稿…1～7日程度（使用する画像のカット数によって異なる）
- ② リール投稿…7～10日程度

**【金額について】**

- ・META社へ支払う広告料の設定は3,000円以上の任意の金額とする。
- ※協会アカウントでの投稿のみとした場合は、広告料不要

**【広告プランおよび金額】**

広告プラン	金額
①投稿代行プラン	5,000円
②画像投稿プラン	8,000円
③動画編集プラン	13,000円
④動画撮影プラン	18,000円
⑤動画制作プラン	20,000円

・各プランの概要

- ①投稿代行プラン…申込者提供素材（画像、動画）で広告代行
- ②画像投稿プラン…画像撮影+軽微な編集（トリミング等）+広告代行
- ③動画編集プラン…申込者提供素材（動画）を編集+広告代行
- ④動画撮影プラン…動画撮影+広告代行（動画編集は申込者が行う）
- ⑤動画制作プラン…動画撮影+編集+広告代行

- ・前項の規定にかかわらず、②画像投稿プラン、④動画撮影プランおよび⑤撮影素材に係る費用や、市外出張に係る交通費等の経費は申込者の負担とする。

**【追記事項】**

1. 制作物の修正について

- ・軽微な修正（文字修正、色味調整等）を対象とする。なお、大幅な構成変更や素材の差し替え等については、別途費用を請求する場合がある。

2. 広告効果について

- ・本広告は閲覧数、集客数、売上等の効果を保証するものではない。

3. 著作権および二次利用について

- ・制作物は申込者へ提供するものとするが、著作権は協会に帰属する。
- ・申込者は、自社の広報目的に限り使用できるものとする。

4. キャンセルについて

- ・制作着手後のキャンセルについては、進行状況に応じて費用を請求する場合がある。
- ・撮影を伴うプランにおいて、撮影直前のキャンセルがあった場合は、実費（交通費、手配費等）を請求する場合がある。

5. 納品について

- ・制作物の納品の有無および形式については、事前に協議のうえ決定するものとする。